

長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画 概要版

令和元年12月、『「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性について』を公表し、その後、各方面の意見を伺いながら、改めて振興局の見直しについて検討を重ね、「実施計画」をまとめました。その概要は以下のとおりです。

1. 背景

- 地方分権の進展と市町村合併により、基本的に県の役割は縮小・変化
- 交通網の整備とICT技術の飛躍的拡大により生活圏域は拡大

2. 振興局見直しの必要性

- 行政ニーズの多様化、重要事業の推進、災害等に確実に対応できる体制の整備が必要
- 長崎・県央・島原の各振興局庁舎は老朽化が進み、早期建て替えが必要
- 厳しさを増す財政状況

3. 振興局見直し計画

- 長崎・県央・島原の各振興局を集約し、「県南振興局」を設置
 - 県南振興局庁舎の位置は、諫早市永昌東町の諫早市先行取得用地内
庁舎完成、集約は令和8年度頃に実施
 - 県民サービス水準の維持のため、長崎・島原地区にも必要な体制を配置
- ※部門別の見直し計画は別紙のとおり

4. 振興局の集約の効果

- 組織の集約化により、県民サービスを維持しながら、重点事業や災害対応に集中的に経営資源を投入できる体制を実現
- 行政コストの経費削減効果

5. 庁舎

- 県南振興局庁舎は、諫早市永昌東町の諫早市先行取得用地内に建設
- 庁舎整備にかかる基本方針を定め、基本方針に沿って庁舎整備を推進

【庁舎整備基本方針】

- (1) 県民サービス向上のための機能的で使いやすい庁舎
- (2) 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- (3) 県民に優しく、環境に配慮した庁舎

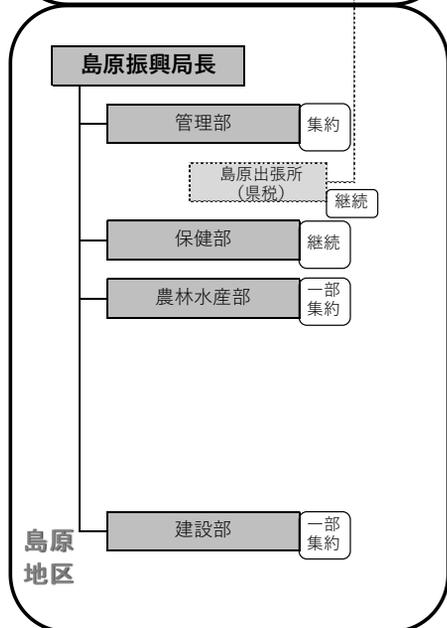
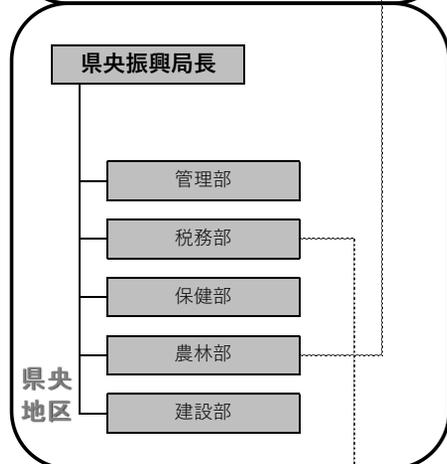
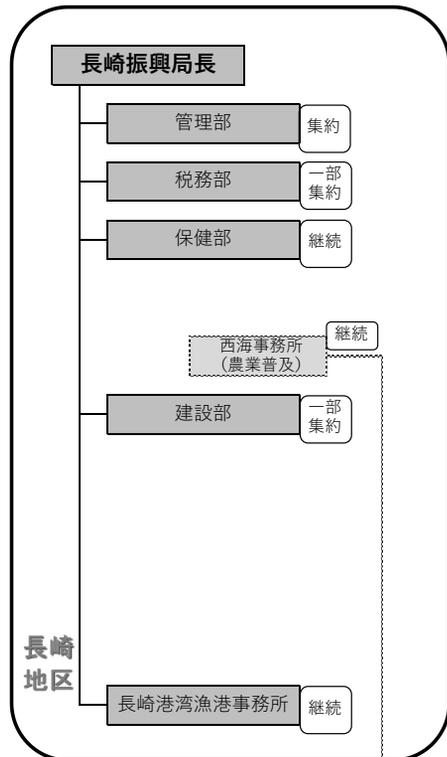
《参考》建設予定地 位置図



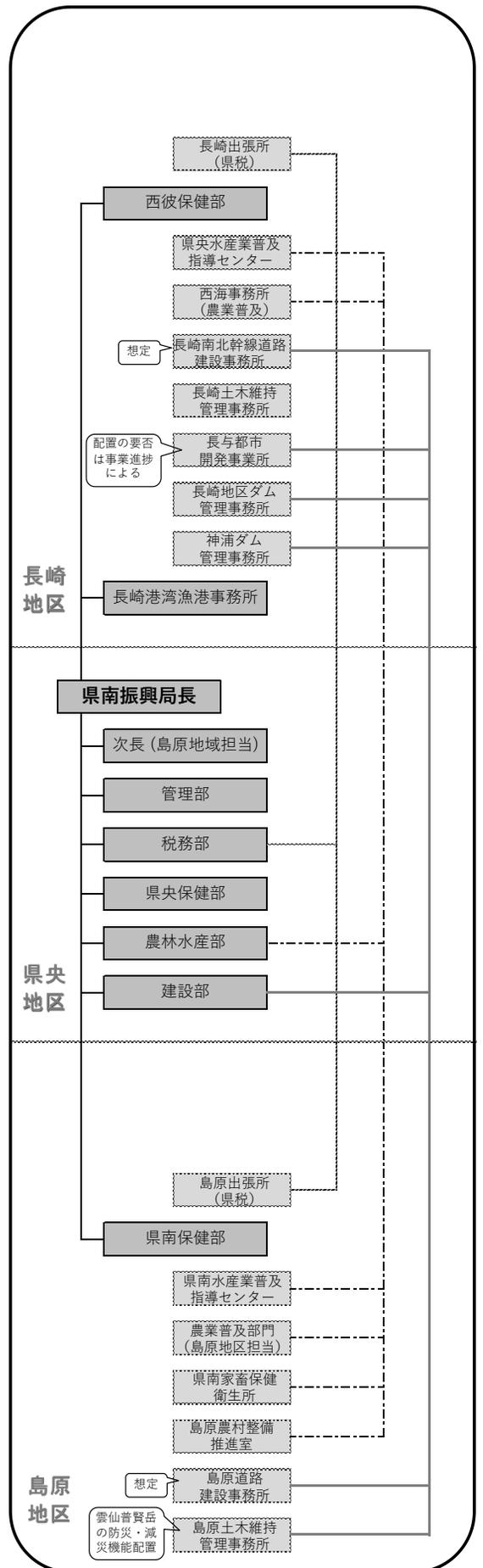
別紙【部門別の整理】

部門名	方向性	機能・体制の考え方
管理部門	集約	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として県南振興局に集約し、県南地区の全域を所管 ○災害対策地方本部機能は県南振興局に集約 ○長崎地区、島原地区に配置する体制の規模等に応じて、調整業務等の担当職員を配置
地域づくり部門	集約	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として県南振興局に集約し、県央地区・島原地区を所管 ※島原地区の地域振興を担当する次長を振興局本所に配置 ※長崎地区は現行どおり本庁直轄で対応 ○将来的には市町の主体的な取組を尊重しながら、市町を支援する役割に縮小するが、県の最重要課題である人口減少対策関連の業務等を担っているため、当面は、県南振興局に集約のうえで一定の体制を維持
税務部門	一部集約	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として県南振興局に集約し、県南地区の全域を所管 ○長崎地区には、新たに長崎出張所を配置 ○島原地区には、配置済みの島原出張所を継続配置
保健部門	存置	<ul style="list-style-type: none"> ○当面、それぞれの地区で現在の機能を維持（組織としては、県南振興局の内部組織として集約）
水産部門	存置	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの地区で現在の機能（水産業普及指導センター）を維持（組織としては、県南振興局の内部組織として集約）
農林部門	一部集約	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として県南振興局に集約し、県南地区（西海市含む）の全域を所管 ○農業普及機能及び家畜保健衛生所については、島原地区に現在と同様の体制を継続配置 ○長崎地区には、配置済みの西海事務所を継続配置 ○島原地区には、島原農村整備推進室を配置
建設部門	一部集約	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として県南振興局に集約し、県南地区の全域を所管 ○災害対応や県民相談窓口となる維持管理機能を長崎地区、島原地区に配置（長崎・島原土木維持管理事務所を新設） ※建設工事の現場対応等を行う職員を併せて配置 ※災害予見時には振興局本所や本庁を含めた応援体制を整え、速やかに現地での対応を実施 ○大規模プロジェクトについては現場近くに建設事務所を配置 ※想定：長崎南北幹線道路建設事務所、島原道路建設事務所 ○島原地区には、雲仙普賢岳防災・減災機能を配置 ○長崎港湾漁港事務所は、現在と同様の体制を継続配置 ○長崎地区のダム管理機能については長崎市内（西山ダム）に配置

現 行



集 約 後



集約後の体制(全体)

